

ルール 18

できるだけ診療時間内に受診しよう。適正受診で医療費削減!

コンビニ受診・はしご受診はやめよう

コンビニ受診とは、病院が外来の診療をしていない休日や、夜間の診療時間外に、「夜ならきっと空いている」「昼は仕事でムリ」などの理由で受診することです。コンビニ受診は割増料金がかかるだけでなく、病院側の重症者などの受け入れを妨げ、医療体制に支障を来す原因にもなります。また、お子さんの医療費はタダだと思われがちですが、健康保険分の7~8割は健康保険組合が負担しています。



コンビニ受診は医療費が増えてソン!

診療時間外受診は下表のように割増料金がかかります。再診の場合でも割増料金がかかるほか、診療時間内でも早朝や夜間は割増料金(+500円)がかかる場合があります。意外と気づいていないかもしれませんが、調剤薬局でも時間外だと割増料金があります。

時間外受診での割増料金

早朝・夜間 (およその時間) 平日6~8時/18~22時 土曜6~8時、正午以降	一般	+850円(2,000円)
	特例 (救急病院等)	+2,300円(3,450円)
休日	日祝、お正月	+2,500円(3,650円)
深夜	22時~翌6時	+4,800円(6,950円)

※()内は6歳未満の金額

はしご受診も医療費が増えてソン!

はしご受診とは「なんとなく先生と合わない」「念のため、他の病院でも診てもらいたい」など、同じ病気で複数の病院を渡り歩くことをいいます。病院を変えるたびに同じような検査や薬を処方されるため、医療費が倍以上になるだけでなく、薬の重複やのみ合わせなど、副作用のリスクがあります。

同じ病院で
3回受診したとき

4,430円+検査代等
(初診料+再診料+再診料+検査代等)

※初診料：2,910円、再診料：760円の場合です。物価対応料などは含んでいません。
※オンライン診療の場合は初診料2,530円になります。

3つの病院を
はしご受診したとき

8,730円+検査代等
(初診料+初診料+初診料+検査代等)

診断や治療に不安がある場合は、まずはかかりつけ医や主治医に相談することが大切です。紹介状なしで大病院を受診すると、別途7,000円以上の追加料金(自費)もかかります。必要なときは紹介状を書いてもらい、受診するとよいでしょう。



自己負担以外の医療費はもともとは皆さんの保険料です。症状が軽いつきや緊急性が低い場合は、診療時間内にかかりつけ医に相談し、休日や夜間など病院に行くべきか悩んだときは、電話相談(欄外参照)を活用するとよいでしょう。

休日や夜間の急な症状は電話相談などで!

- 大人 「救急安心センター事業」 ▶ #7119
 - 子ども 「こども医療でんわ相談」 ▶ #8000
- Webサイトでの相談はこちらから! 「こどもの救急」▶



かかりつけ医を見つけるには?

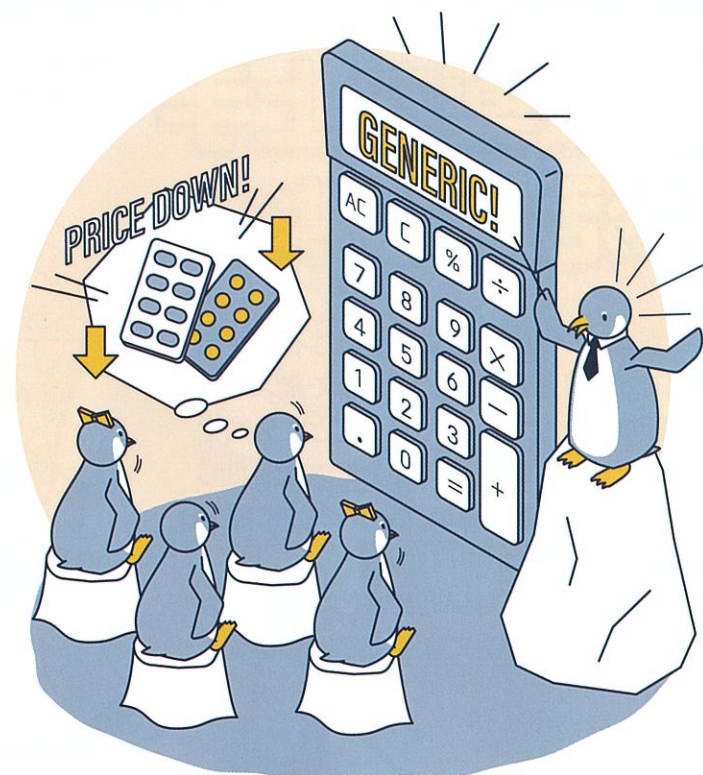
通いやすいこと、話しやすく、アドバイスが適切な医師がおすすめです。日常的な病気や、健康の相談ができるかかりつけ医がいると大きな安心につながります。大病院もかかりつけ医から紹介してもらえます。

ルール 19

薬がおトクになる方法、知ってた?

ムダなくおトクに薬をもらおう

国民医療費のうち、約2割が薬代です。国では医療費の伸びを抑制するため、価格の安いジェネリック医薬品の使用を促進しています。ジェネリック医薬品は、先に開発された「新薬(先発医薬品)」の特許期間が切れたあとに製造・販売される、先発医薬品と同じ有効成分を含み、同等の効果がある薬です。ジェネリック医薬品のほか、受診日数を減らせる方法などもありますので、ぜひ活用してみてください。



ジェネリック医薬品で薬代を節約!

病院で処方されている薬があれば、医師にジェネリック医薬品かどうか確認し、切り替えが可能かどうか相談してみましょう。

メリット

- ・薬代が抑えられる
- ・新薬を改良した結果、のみやすくなっているものもある



※ジェネリック医薬品がない薬の場合や、在庫がない場合があります。
※医師の判断によりジェネリック医薬品に切り替えができない場合もあります。

それでもジェネリック医薬品が心配な人は

- お試し調剤を利用する
短期間だけジェネリック医薬品をお試しできる制度があります。例えば、1ヶ月分のうち1週間だけを調剤してもらい、自分に合わなければ、もとの薬に戻すこともできます。
- AG医薬品を選ぶ
AG医薬品(オーソライズド・ジェネリック)は、新薬のメーカーから許可を得て製造・販売される、原材料、製法が新薬と同じジェネリック医薬品です。安心して使用できます。

リフィル処方せんで通院費用を節約!

リフィル処方せんは、症状が安定している患者が医師の判断のもとで受け取れる、1回の診療で最大3回まで繰り返し使用できる処方せんです。

メリット

- ・受診回数が減るため、通院にかかる時間、費用などが軽減できる



※投与量が定められている湿布薬や向精神薬などは対象外です。

今後は電子処方せんや電子お薬手帳で!

電子処方せんや電子お薬手帳は、従来紙で行われているものをスマホなどで管理できるようにしたものです。お薬手帳アプリではマイナポータルと連携できたり、オンライン服薬指導が受けられる機能などがあります。

P3
参照

メリット

- ・重複投薬や危険なのみ合わせを防げる
- ・服薬歴の管理により、残薬を減らせる
- ・旅先や災害時でも薬剤情報を共有できる



先発医薬品を使うと負担が増える?

2024年10月1日から、医療上必要ないにもかかわらず、患者が「後発医薬品ではなく先発医薬品を使いたい」と希望した場合に、両者の差額の一部を患者自身が負担するしくみが導入されました(長期取組品の選定医療)。対象医薬品には保湿剤「ヒルドイド」、花粉症治療薬「アレグラ」、湿布薬「モーラステープ」などがあります。

対象医薬品はこちら

